

利用者への虐待防止に関する指針

かがみの育成園

1. 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

本事業所は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な支援を一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、障害者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】 虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放任（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止検討委員会

①委員会の委員長（虐待防止責任者）は、園長とする。

②副委員長は、課長とする。

③虐待防止マネージャー（虐待防止担当者）は、サービス管理責任者とする。

④ 委員会は、年3回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、虐待等が発生した場合、園長が招集し開催する。

⑤施設利用者の人権を擁護し、虐待防止責任者の職務が円滑に執行できるよう、

必要に応じ第三者委員など外部のチェック機能を持たせていく。

⑥ 委員会の審議事項等

- ・虐待防止委員会又はその他施設等の組織に関すること
- ・虐待の防止の為の指針の整備に関すること
- ・虐待の防止の為の職員の研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 研修の実施

虐待防止と権利擁護に関する意識向上を目的に、以下の五つの類型にて研修を実施する。

①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や権利擁護の意識を高める研修

- ・基本的な職業倫理
- ・倫理綱領、行動規範、掲示物の周知
- ・障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解
- ・障害当事者や家族の思いを聞くための講演会
- ・過去の虐待事件の事例を知る等

②職員のメンタルヘルスの研修

- ・ストレスをためない、何でも話し合える職場づくり
- ・話し合いを大切にした風通しの良い運営
- ・アンガーコントロール（アンガーマネジメント）

③障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修

- ・障害や精神的な疾患等の正しい理解
- ・行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法
- ・自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）
- ・身体拘束、行動制限の廃止
- ・他の施設等の見学や経験交流等

④事例検討

- ・障害者のニーズを汲み取るための視点
- ・個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得
- ・個別支援計画を活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等

⑤利用者や家族を対象にした研修 ・被害にあってしまった時の対処法

- ・障害者虐待防止法とその理解
- ・成年後見人制度について

4. 虐待が発生した場合の対応方法について

(1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を

最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。

- (2) 園長は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (3) 園長は虐待防止委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討をする。
- (5) 虐待について、市町村の調査が行われる場合は、園長が対応する。
- (7) 虐待を行った職員については、就業規則に基づき適切な処分を行う。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や園長等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、園長及び市町村に第一報として報告を行うとともに、園長は家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。
- (3) 園長は、虐待防止委員会で承認された、虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市町村に報告する。
- (4) 詳細は、かがみの育成園虐待防止マニュアルを参照する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

法人施設・事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

8. 利用者又は入所者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

令和4年4月1日 施行